

奈良県告示第一百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十二年十一月十日次の表の上欄の者から協議のあつた土地改良事業の施行を同意した。

平成二十二年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地名
寺田 典弘 （工）	水と農地活用促進事業（機械揚水）	東井上地区
田原本町長		